日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
○東京都環境影響評価条例による調査計画書……（環境局総務部環境政策課）…一
○指定管理者の指定……（建設局公園緑地部管理課）…二
○都立公園に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託……（建設局公園緑地部公園課）…二

告示（下水）

○昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号（東京都下水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……三

告示

◉東京都告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第二百十五号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　新宿区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第七・四・十号新宿西公園
三　事業施行期間　平成三十一年二月二十八日から令和八年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

◉東京都告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和四年東京都告示第百九十三号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年二月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　施行者の名称　墨田区
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第七・八・十六号隅田川公園
三　事業施行期間　令和四年二月二十五日から令和十二年三月三十一日まで
四　事業地
収用の部分　なし
使用の部分　令和四年東京都告示第百九十三号の事業地のうち、墨田区向島一丁目及び向島二丁目各地内において事業地を変更する。

◉東京都告示第七十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、（仮称）ＮＥＣ府中事業場整備計画について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
日本電気株式会社
取締役　代表執行役社長　兼　ＣＥＯ　森田　隆之
港区芝五丁目七番一号
二　対象事業の名称及び種類
（仮称）ＮＥＣ府中事業場整備計画
工場の設置
三　対象事業の内容の概略
対象事業は、府中市日新町一丁目に位置する計画地において、老朽化した既存工場建屋群の建替えを行うものである。
四　周知地域の範囲
府中市　西府町一丁目、西府町二丁目、西府町五丁目、本宿町一丁目、本宿町二丁目、美好町三丁目、日新町一丁目、日新町二丁目、日新町三丁目、

日新町四丁目、日新町五丁目、四谷一丁目、四谷二丁目、四谷三丁目、四谷四丁目、住吉一丁目、住吉三丁目、住吉四丁目、分梅町一丁目、分梅町三丁目、分梅町四丁目及び分梅町五丁目の区域

国立市　谷保四丁目、谷保六丁目及び谷保七丁目の区域

五　調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六　調査計画書の縦覧

㈠　期間

令和七年二月三日から同月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

㈡　時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

㈢　場所

ア　府中市生活環境部環境政策課

府中市宮西町二丁目二十四番地　府中市役所「おもや」三階

イ　国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ　東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

エ　東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号　東京都立川合同庁舎三階

七　都民の意見書の提出

㈠　提出方法

持参、郵送又は電子申請サービス

㈡　記載事項

ア　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ　対象事業の名称

ウ　環境の保全の見地からの意見

㈢　期限

令和七年二月二十五日

㈣　提出先

ア　持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三―八〇〇一　新宿区西新宿二丁目八番一号

イ　電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.jg.jp/assessment/reading_guide/

◉東京都告示第七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のように指定した。

令和七年二月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　公の施設の名称及び所在地

東京都立代々木公園　東京都渋谷区神南一丁目

二　指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

代々木公園ＳＴＡＧＥＳ　東京都渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号　東急不動産株式会社内

三　指定の期間

令和七年二月一日から令和十五年十二月三十一日まで

◉東京都告示第七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年二月三日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定公金事務取扱者の名称及び所在地

代々木公園ＳＴＡＧＥＳ

渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号

二　指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であって代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）に係るものの徴収

三　指定日

令和七年二月一日
四　委託日
令和七年二月一日

告示（下水）

◉東京都下水道局告示第三号

昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号（東京都下水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月三日

東京都下水道局長　佐々木　健

二収納取扱金融機関の表三井住友信託銀行株式会社の項を削る。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。